

「うちな一消費者」



通信 (生徒用)

2022年7月20日 (水) 第3号

発行 / 沖縄県消費生活センター

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

(沖縄県庁1階)

電話(098)863-9212

沖縄県教育庁県立学校教育課

(沖縄県庁13階)

電話(098)866-2715

第2号では、18歳で成年になったらできることについて取り上げました。成年になると、今までよりも自分の意思や判断に基づいて行動できるようになります。その方法の一つが「**契約**」です。

お店で商品を購入する場合、買う人が「買います」と申し込み、お店が「売ります」と承諾すれば、**契約は成立します。契約が成立すると自分の都合で一方向的に解除することはできません。「契約」と聞くと、契約書などを交わしてやりとりをするようなイメージがあるかもしれませんが、契約は口約束でも成立します。契約書は、契約内容を明確にし、後日の紛争に備えるために作成されます。**

そこで、第3号のテーマは「**成年になり、一人で契約する際に注意すること**」です。

これまでの18歳(未成年)

民法では、**未成年者が親の同意を得ないで契約した場合、原則その契約を取り消すことができる**と定めています(これを**未成年者取消権**といます)。この制度は、取引の知識や経験が少なく、判断力が未熟な未成年者を保護するためのもので、「未成年者だから」という理由で取り消すことができました。

【例外】次の場合は取り消しができません

- ◆ お小遣いの範囲での少額な契約
- ◆ 「自分は成年である」と偽って契約した場合
- ◆ 「親の同意を得ている」と嘘をついて契約した場合

今年4月1日からの18歳(成年)



親の同意がなくても自分で契約ができ、**未成年者**

取消権で契約を取り消すことができなくなります。

契約をするかどうかを決めるのが自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。

【注意すること】

- ◆ 契約内容をよく理解しないまま、安易に契約しない
→ **契約前に一度よく考える・相談する**
- ◆ これまで成年になったばかりの20歳代前半で多く見られた「簡単にお金が儲かる」といった投資話や「美容」に関する消費者トラブルに18歳・19歳が巻き込まれる可能性が高くなる
→ **儲け話をうのみにしない
必要がなければ「契約しない」ときっぱり断る**

【参考資料】

政府広報オンライン 令和4(2022)年1月7日「18歳から”大人”に!成年年齢引下げで変わる事、変わらないこと。」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201808/2.html>

独立行政法人 国民生活センター 2021年1月発行

「18歳になる君へ 大人への一歩を踏み出す前に知っておこう!契約のコト」

※独立行政法人国民生活センターのホームページ(<https://www.kokusen.go.jp/>)や公式 SNS で消費生活に関するさまざまな情報を発信しています。是非ご覧ください。

